



洲本市・南あわじ市・淡路市

淡路県民局からのお知らせ

淡路版の
問い合わせは

淡路県民局総務企画室総務防災課へ
〒656-0021 洲本市塩屋 2-4-5

☎0799-26-2008 ☎0799-23-1250



困ったとき、
まずは[さわやか県民相談]へ
☎0120-36-7830
携帯電話からは☎0799-22-3541
平日(祝日等を除く)9時~17時30分



自然災害への備えの充実

県民局では、さまざまな防災対策に取り組んでいます。今一度、身の回りの災害対策に目を向けてみましょう。



豊かなむらを災害から守る月間運動

県では、梅雨入りを迎える6月の「豊かなむらを災害から守る月間」に農山村地域での自然災害を未然に防ぐため、淡路島内3市や関係団体と協力して、ため池や治山施設等をパトロールします。また、地すべり防止区域等に配置する連絡員に対して日常・災害時における区域や施設の点検項目などを周知し、防災意識の向上を目指した研修会を行います。



治山施設の点検

農業を支える 安全・安心なため池の整備と保全

老朽化状況や利用状況に応じて、改修や廃止工事を計画的に進めています。また、工事完了までの間は水位を下げた日常管理や維持管理に欠かせない「かいぼり」等を促進しています。ため池管理に関する相談は、「淡路島ため池保全サポートセンター」で受け付けています。



ため池のかいぼり

山地災害・治山事業に関する相談は

問 洲本農林水産振興事務所森林課 ☎0799-26-2102 ☎0799-22-1443

ため池に関する相談は

問 淡路島ため池保全サポートセンター ☎0799-73-6201 ☎0799-73-6201

問 洲本土地改良事務所農村計画第2課 ☎0799-26-2118 ☎0799-22-2510

風水害対策の推進

総合治水の推進

局地的な豪雨などによる浸水被害を軽減するため、河川下水道対策、流域対策、減災対策を組み合わせた「総合治水」に取り組んでいます。災害の激甚化、頻発化が予測される中、「淡路(三原川等)地域総合治水推進計画」に基づき、より一層の「総合治水」を推進します。

- 県CGハザードマップ
- 洪水浸水想定区域などを公表しています。いざというときに備え、自宅周辺や職場、通学・通勤経路等の危険箇所を確認しておきましょう。

詳しくはこちら



問 洲本土木事務所企画調整担当 ☎0799-26-2055 ☎0799-24-4513

高潮対策の推進

2018(平成30)年台風第21号では、県内で過去最高潮位を記録するとともに、想定を超える高波の影響により浸水被害が発生したため、近年の台風等を踏まえた高潮対策を推進します。

海岸部では、消波ブロックなどで波の力を抑える工事を行っています。また、建設後50年が経過し、老朽化が進行している湊排水機場(低地の雨水を海に排水する施設)の更新工事も進めています。



湊排水機場完成イメージ

問 洲本土木事務所港湾第2課 ☎0799-26-3241 ☎0799-24-4533

Information

イベント等は延期・中止の場合があります

「淡路地域都市計画区域マスタープランに関わる説明会・公聴会」を開催

淡路地域都市計画区域マスタープランの見直し案について説明会と公聴会を実施します。無料。

日 説明会6月20日 金 19時~、公聴会7月25日 金 19時~ ※公聴会は公述申し出がない場合中止

所 洲本総合庁舎3階会議室A・B

定 各40人(先着)

問 県都市計画課

☎078-362-3578

☎078-362-4453



「親子でドローン体験会」の参加者募集

さまざまな分野で活用されているドローンを操縦してみよう。無料。

対 淡路地域在住の小学3年生~6年生とその保護者

日 7月30日 水 10時、11時、13時、14時、15時~

所 県立淡路文化会館講堂

定 各回6組(応募多数の場合は抽選)

申 問 7月2日 水 までに 対 で淡路青少年本部へ

☎0799-26-2150

☎0799-24-6934



7月は淡路環境美化月間です

7月6日 土 は「淡路全島一斉清掃の日」です。清掃活動や分別、リサイクルによるごみの減量に全島で取り組みましょう。※実施の際は、気温などに注意し柔軟に対応してください

問 「環境立島淡路」島民会議事務局

☎0799-26-2072

☎0799-24-6934

夏場に多いO157 手洗いの徹底を

肉の生食は避け、食品の十分な加熱(75℃で1分以上)とせっけんを使った手洗いを徹底し、感染を防ぎましょう。

問 洲本健康福祉事務所健康管理課

☎0799-26-2062

☎0799-22-3345

ゴルフ場利用税は県や市町の貴重な財源です

ゴルフ場利用税は、その10分の7がゴルフ場のある市町に交付され、周辺環境の保全など地域の行政サービスを支える貴重な財源として役立っています。

問 洲本県税事務所課税第2課

☎0799-26-2030

☎0799-24-3584